入院したときの食事代(食事療養標準負担額)

入院したときは、食費の一部として食事療養標準負担額(食事代)を負担していただきます。残りは入院 時食事療養費として国保が負担します。

所得区分	一食当たりの食事代	
一般(下記以外の人)	460円(※4)	
	過去1年間の入院が90日以内	210円
	過去1年間の入院が91日以上(※3)	160円
低所得Ⅰ (※2)	100円	

^{※1、2}は、「高額療養費」表Ⅱの※5、6参照。

70歳未満住民税非課税世帯の人および低所得 I • II の人は、医療機関の窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要です。国民健康保険課で、保険証とマイナンバーカードを持って交付申請をしてください。

^{※3} 過去1年間の入院が91日以上の場合は、申請により申請時以降の食事代が160円に減額されます(市民税「課税」世帯の間の入院日数は「90日」に算入できません)。

^{※4} 平成30年4月より変更。ただし、指定難病の人や小児慢性特定疾病の人、平成28年4月1日において、既に1年を超えて 精神病床に入院している人は、260円となります。